

令和2年3月

保護者の皆様

長久手市立長久手小学校長 村上 圭三

休校に伴う給食費の返金について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。ございます。

さて、休校時の給食費につきまして、既に徴収をしております。休校が決定した折には金融機関への手続きが終了しておりました。給食を提供していないにも関わらず、給食費を徴収することとなり、大変ご迷惑をおかけしました。

休校に伴う給食費の返金は、4月頃までを予定しております。原則、卒業生を先に、在校生と2回に分けて返金予定です。通帳口座の変更や解約を予定されている方におきましては、返金されるまで解約はされませんようお願い申し上げます。転出等で解約を急がれる方は、お手数ですが、学校へ他の口座情報をお知らせいただくか、学校へご相談ください。

問い合わせ先 長久手小学校 柳川 聖子（教頭）

電話 0561-62-0002